

大隅駅弁開発プロジェクト事業業務委託仕様書

1 事業の目的

大隅地域は、豊かな自然が育んだ、肉用牛、豚、カンパチ、ブリ、ピーマン、馬鈴薯等の農林水産物を生かした食の宝庫としての地域の特性を有している。

しかしながら、それらの食材を生かした大隅地域固有の料理や弁当については、数少なく、あまり知られていない状況である。

そこで、大隅地域の道の駅や農林水産物直売所、観光案内所等を鉄道の駅に見立て、地元業者に大隅地域の食材を生かした新たな駅弁を提案してもらうことで、大隅地域固有の食の新たな魅力の掘り起こし、磨き上げを行い、稼ぐ力の向上につなげる。

さらに、県内外に駅弁を使った情報発信をすることで大隅半島への観光客数の増加とイメージアップにつなげる。

2 履行期限

令和5年2月28日（火）

3 業務内容

- (1) 大隅駅弁の開発
- (2) 大隅駅弁のロゴの開発
- (3) 大隅駅弁のブラッシュアップ
- (4) 駅弁販売箇所の選定・調整
- (5) 認定を受けた「大隅駅弁」の試食会の開催
- (6) 大隅駅弁のPR活動
- (7) 大隅駅弁の販売に向けた調整

4 業務内容の概要等

(1) 大隅駅弁の開発

以下の条件を満たして開発された弁当を大隅管内の事業者から募集し、味や見た目、パッケージ等を総合的に審査し、「大隅駅弁」の認定を行うこと。

- ① 大隅地域の食材が70%以上を占めること。
- ② 駅弁の名前が大隅半島をイメージさせるものであること。
- ③ 大隅地域で製造され、認定後は最低月2回は販売できる体制であること。
- ④ 指定された販売所で販売すること。

(2) 大隅駅弁のロゴの開発

認定を受けた駅弁やPR時の、のぼり等に使用する大隅駅弁のロゴマークを開発すること。

(3) 大隅駅弁のブラッシュアップ

大隅駅弁の開発にあたり、指導や助言ができる専門家を選出し駅弁開発の際に指導や助言をしてもらうこと。

(4) 駅弁販売箇所の選定・調整

大隅管内の道の駅、観光案内所、フェリー乗り場等、開発した駅弁の設置箇所の選定及び販売に係る調整を行うこと。

(5) 認定を受けた「大隅駅弁」の試食会の開催

認定を受けた「大隅駅弁」をPRするため、マスコミ関係者や行政等を含めた駅弁の試食会を開催すること。

(6) 大隅駅弁のPR活動

以下の内容を含んだ「大隅駅弁」のPR活動を実施すること。

- ① 大隅駅弁が購入できる店のマップやのぼりの作成
- ② 鹿児島市（駅前やデパート）でのPR
- ③ 情報誌やテレビ等でのPR

(7) 大隅駅弁の販売に向けた調整

開発した大隅駅弁を選定した道の駅等で販売するための調整を行うこと。

5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和5年3月24日（金）までに事業完了報告書を提出すること。

また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめたCD-R 1枚
- (3) 開発した駅弁の写真の電子データ
- (4) PR活動のため作成したマップやのぼり等の作成物

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品する動画については、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品する写真及び動画については、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の全部又は一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。

1 大隅管内の道の駅

	道の駅名	市町
1	松山	志布志市
2	くにの松原おおさき	大崎町
3	根占	南大隅町
4	おおすみ弥五郎伝説の里	曾於市
5	たからべ	曾於市
6	たるみず	垂水市
7	すえよし	曾於市
8	錦江にしきの里	錦江町
9	野方あらさの	大崎町
10	たるみずはまびら（たるたるぱあく）	垂水市

2 大隅管内の農林水産物直売所（有人）（県農政部HPより）

	農林水産物直売所名	市町
1	鹿屋市串良町農林水産物直売所（みどりの停車場）	鹿屋市
2	吾平町物産館（つわぶき）	鹿屋市
3	みのだ夢来工房	鹿屋市
4	おたけどんの郷	垂水市
5	きたん市場	曾於市
6	農産物直売所「手作り屋」	志布志市
7	駅通り会土曜朝市	志布志市
8	安田農園ふれあい市場	大崎町
9	東串良物産館（ルピノンの里）	東串良町
10	ふる里館	錦江町
11	うんめもん市	錦江町
12	よいやんせたしろ市	錦江町
13	なんたん市場	南大隅町
14	早馬元気市	南大隅町
15	石蔵市	南大隅町
16	内之浦漁協活魚センター	肝付町
17	高山温泉ドーム「ふれあい市場」	肝付町
18	やまびこ館	肝付町